

お支払いする保険金の内容

- (1) 交通事故傷害死亡保険金
事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガがもて亡くなられた場合…
死亡保険金額の全額
★ただし、交通事故傷害死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした交通事故傷害後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いたします。なお、上記の場合に、死亡保険金額より既にお支払いした後遺障害保険金の額が大きい場合には、保険金はお支払いしません。
- (2) 交通事故傷害後遺障害保険金
事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガがもて身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合…
後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の3～100%
★同一保険年度における交通事故傷害後遺障害保険金のお支払額は、後遺障害保険金額を限度とします。
- (3) 交通事故傷害入院保険金
事故によりケガをされ、入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合…
[入院保険金日額]×[入院日数(ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数が限度)]
(注1)上記(1)～(5)の保険金は健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。
(注2)ケガをされた時に既に存在していたケガや病気の影響によりケガの程度が重くなったり、治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金をお支払いします。
- (4) 交通事故傷害手術保険金
交通事故傷害入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき…
[入院保険金日額]×[手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)]
(ただし、1事故につき1回の手術に限りです。)
- (5) 交通事故傷害通院保険金
事故によりケガをされ、通院(往診による治療を含みます。)された場合…
[通院保険金日額]×[通院日数(平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数に対し90日が限度)]
(ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象になります。)
【注意】 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。
 - 回復程度を確認するための通院
 - 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
 - ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、核燃料物質によるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- 船舶に搭乗することを職務とする方が職務のため船舶に乗っている間のケガ
- 職務としての荷役作業または乗物の点検・整備・清掃の作業に直接起因して生じたケガ など

ご注意事項

- ご契約期間の途中で解約されますと、解約れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。また、お預かりした保険料の運用は固定金利運用を主体に行うため、他の一般の積立型損害保険に比べ解約返れい金の計算方法が解約された方にとり不利となります。
- 交通事故傷害死亡保険金をお支払いした場合または同一保険年度内に発生したケガの事故により交通事故傷害後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合、ご契約は終了します。この場合には満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することになっておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は満期返れい金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約される場合には、税務上、借入金と保険料がひも付きの見合い関係にあるとされ、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。
- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 次の①または②のいずれかに該当する場合は、死亡保険金額1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。なお、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。
 - ①被保険者がご契約期間(保険期間)の初日において満15歳未満の場合
 - ②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となれることについて被保険者の方の同意がない場合
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

税法上の取扱い(個人契約の場合) 2009年12月現在

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{一時所得金額} = (\text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額}^*) \times \frac{1}{2}$$

- ※ 特別控除額は、1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。

- (注) 1. 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
2. 法人契約または個人事業主契約の取扱いについては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
 - ・取扱代理店
 - ・最寄りの日本興亜損保【受付時間:平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ★「スーパースペシャル優等生」は積立型基本特約をセットしたいいきき生活傷害保険の貯蓄性を高めたご契約期間6年専用プランのペットネームです。
- ★このホームページは積立型基本特約をセットしたいいきき生活傷害保険の概要を説明したものです。詳しい内容については「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。
- ★ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。
- ★ご契約手続きその他ご不明な点については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。